

議案第2054号

特殊建築物の敷地の位置について

(郡山市)

(建築基準法第51条ただし書きによる許可)

株式会社R&R

# 1 建築基準法第51条（特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

※ 特定行政庁：建築基準法を執行する機関（建築主事が置かれている自治体の長）

# 1 その他政令で定める処理施設

## 建築基準法施行令第130条の2の2（抜粋）

法第51条の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

### 一般廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項

▶ 一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設

### 産業廃棄物処理施設（県都市計画審議会附議）

#### 【今回】

▶ **建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号**に規定する工業専用地域内の産業廃棄物処理施設（ち 廃プラスチック類の破砕施設）  
一日当たりの処理能力が6トンを超える廃プラスチック類の破砕施設に該当

### 産業廃棄物処理施設

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1項十四号

▶ 廃油の処理の用に供する設備をもつ廃油処理施設

# 1 産業廃棄物処理施設の設置に必要なとなる手続

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(廃棄物処理法)

○産業廃棄物処理施設の設置許可

- 施設の技術基準
- 周辺地域への環境影響
- 事業者の技能、経理的基礎 など

郡山市5R推進課  
において審査

建築基準法  
(第51条)

○都市計画における敷地の位置の  
決定又はただし書による敷地の位置に関する許可

許可の基本方針

(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合

**産業廃棄物処理施設の設置**

# 1 都市計画上の支障の有無の判断基準

着 目 点	整 合 性
1 上位計画(都市計画マスタープラン)との整合	・市町村都市計画マスタープラン等の内容と著しく乖離しないこと。
2 土地利用計画との整合	・市街化調整区域には、原則として設けないこと。 ・用途地域は、原則として住居系を避け、工業系とすること。 ・地区計画等に整合していること。
3 都市計画施設との整合	・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。
4 市街地開発事業との整合	・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること。

## 2 会社及び施設の概要

### 【会社の概要】

- 会社名 株式会社 R&R
- 代表者 代表取締役 荒川 隆三
- 本社所在地 福島県郡山市富久山町福原字大鎚6番1
- 事業内容 1バイオマス燃料の製造 2燃料の販売業  
3タイヤ粉碎品の販売業 4木材チップの販売業  
5プラスチックの販売業  
6古紙、畳、革、剪定枝、有機物残渣、衣類の混合品の販売業  
7バイオマスボイラーの整備、メンテナンス業  
8ボイラーの販売業

### 【産業廃棄物処理施設の概要】

- 所在地 郡山市富久山町福原字大鎚6番1 外5筆
- 敷地面積 8,098.50m<sup>2</sup>
- 建築面積 2,208.47m<sup>2</sup>
- 延床面積 2,240.65m<sup>2</sup>
- 処理施設の別 破碎処理施設
- 産業廃棄物の種類 廃プラスチック
- 施設の稼働時間 8:00～17:00(昼休憩1h) (実働8時間)

# 3 破碎施設の最大処理能力

処理施設		処理能力
破碎処理施設	廃プラスチック	最大31トン/日

**【今回】**

建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号に規定する**工業専用地域内の産業廃棄物処理施設**

チ 廃プラスチック類の破碎施設  
(1日当たりの処理能力が6トンを超えるもの)に該当

(参考)

廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設

七 廃プラスチック類の破碎施設  
(1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

# 4 敷地の位置



産業廃棄物処理施設  
設置予定地

都市計画道路  
西原黒磯線

磐越自動車道

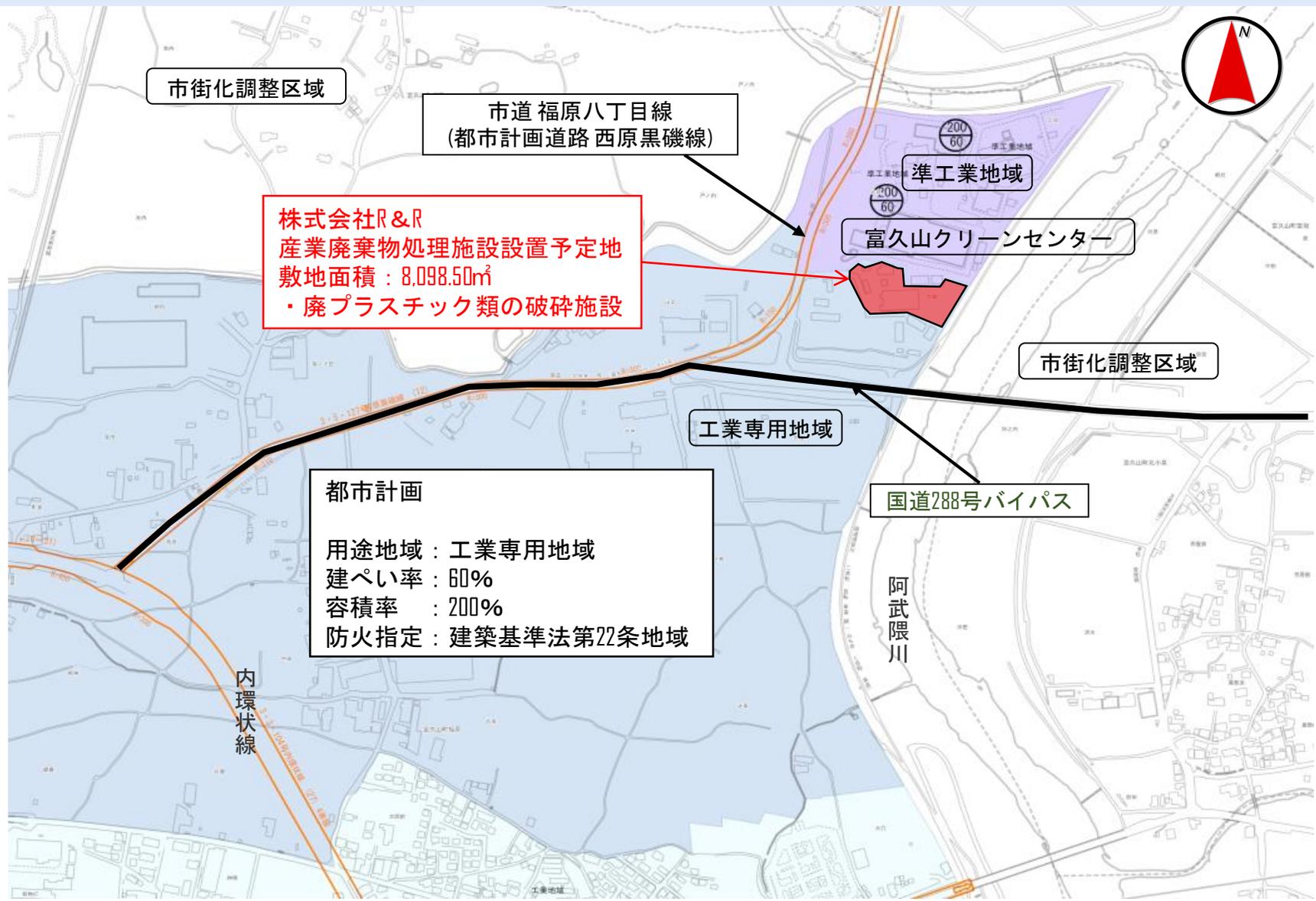
東北新幹線

国道288号バイパス

郡山駅

凡		例	
用途地域	図記号	用途地域	図記号
第一種低層住居専用地域	(Symbol)	都市計画区域	(Symbol)
第一種中高層住居専用地域	(Symbol)	市街化区域	(Symbol)
第二種中高層住居専用地域	(Symbol)	防火地域	(Symbol)
第一種住居地域	(Symbol)	準防火地域	(Symbol)
第二種住居地域	(Symbol)	駐留準備費地区	(Symbol)
近隣商業地域	(Symbol)	流通業務地区	(Symbol)
商業地域	(Symbol)	都市計画道路	(Symbol)
準工業地域	(Symbol)	都市計画公園・緑地	(Symbol)
工業地域	(Symbol)	都市計画河川	(Symbol)
工業専用地域	(Symbol)	その他の都市施設	(Symbol)
		ポンプ場・処理場	(Symbol)
		土地区画整理事業区域	(Symbol)
		地区計画	(Symbol)
		大規模開発	(Symbol)
		高速自動車道	(Symbol)
		人口集中地区(DD)令和2年	(Symbol)

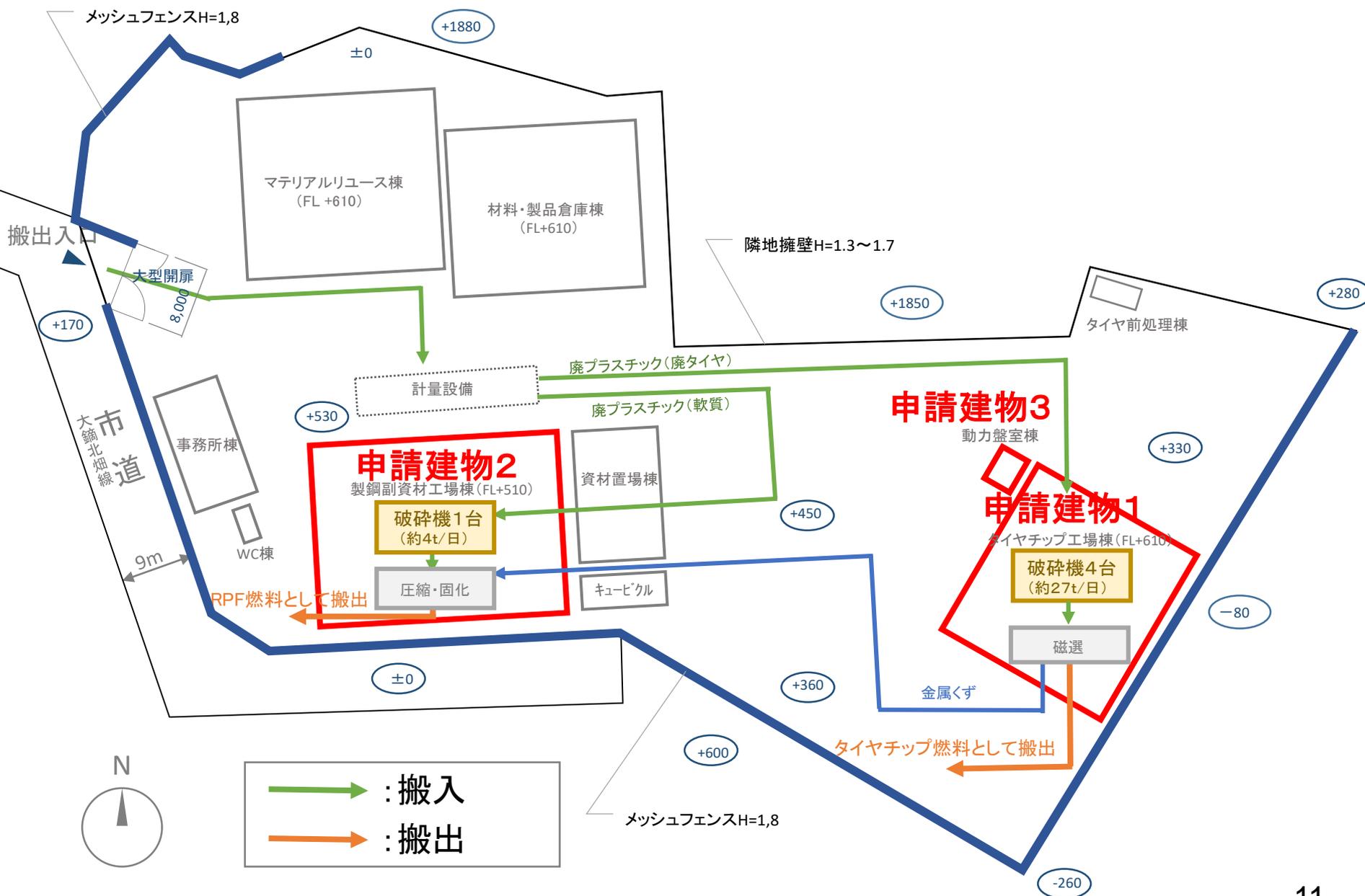
# 4 敷地の状況



# 5 現地写真



# 6 廃棄物の搬入及び製品搬出の流れ



# 6 処理工程図 申請建物1 タイヤチップ工場棟



申請建物3

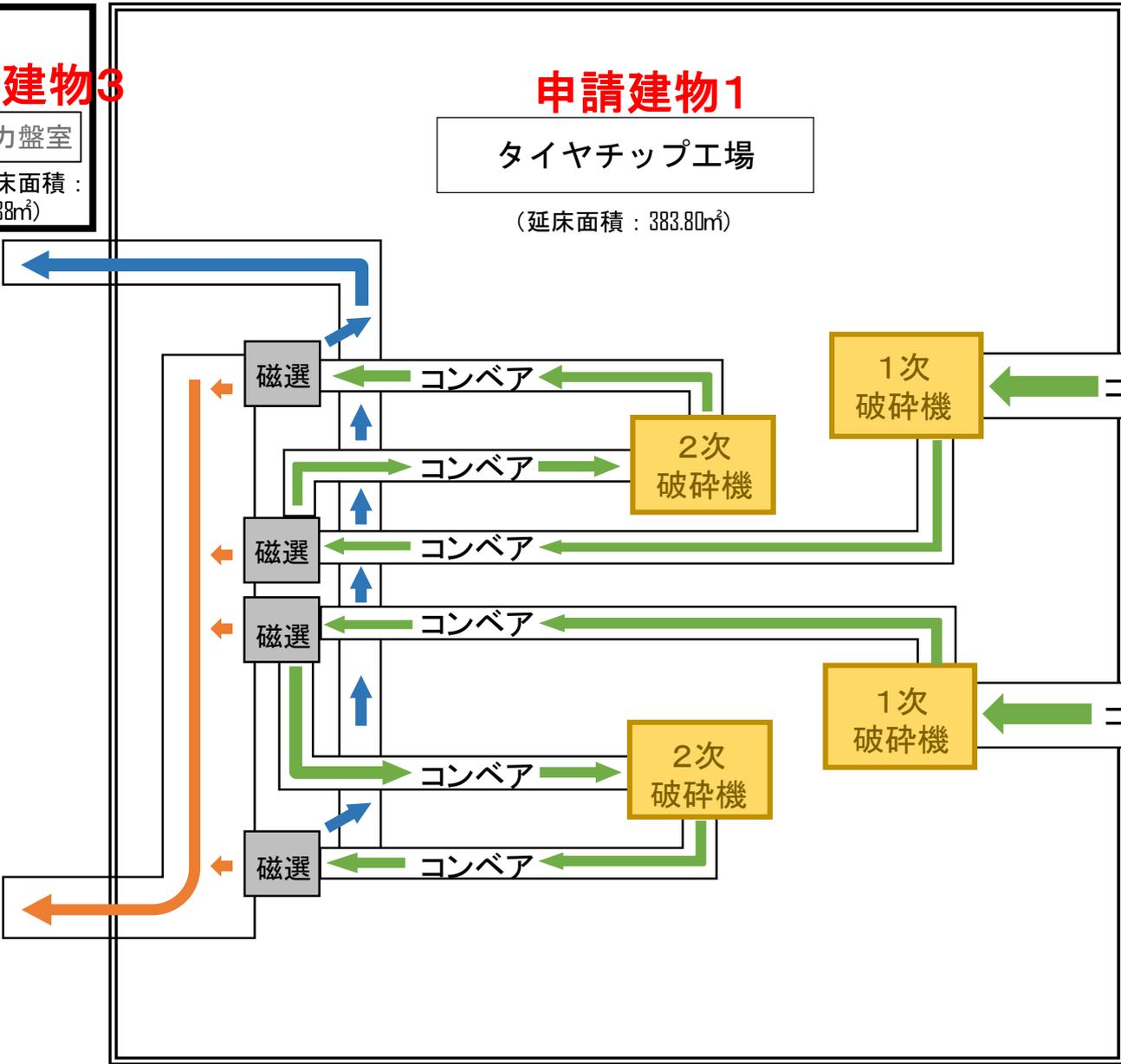
動力盤室  
(延床面積 : 9.38㎡)

申請建物1

タイヤチップ工場  
(延床面積 : 383.80㎡)

金属くず  
ストックヤード

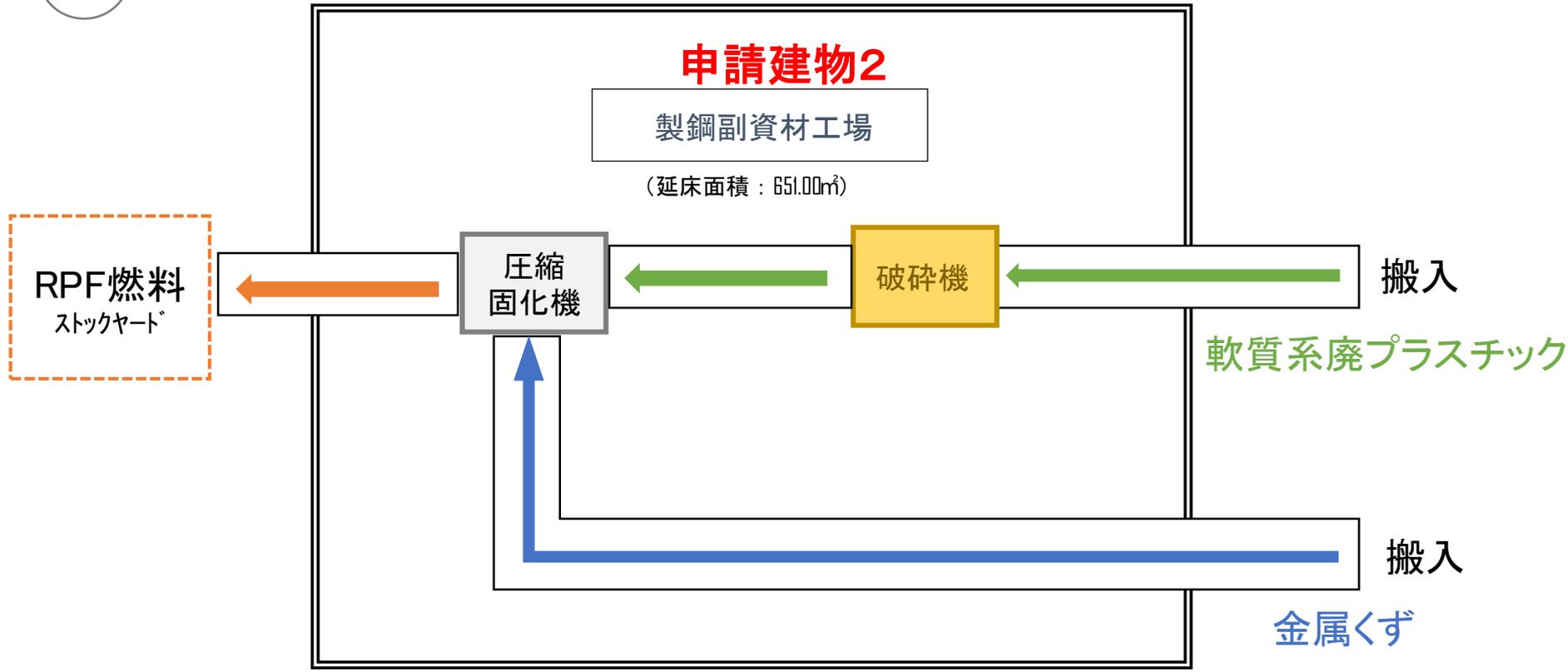
タイヤチップ  
ストックヤード



搬入  
廃タイヤ

搬入  
廃タイヤ

# 6 処理工程図 申請建物2 製鋼副資材工場棟



# 7 都市計画上の支障の有無

着 目 点	整 合 性
1 上位計画との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該地は、郡山市都市計画マスタープランの土地利用の方針において、工業・流通業務地区における「工業専用地区」に位置づけられており、マスタープランの内容との著しい乖離はない。</li></ul>
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該地は市街化区域内の「工業専用地域」である。</li><li>・地区計画等についても、決定されているものはない。</li></ul>
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該地の西側に位置する都市計画道路 3・5・127号 西原黒磯線については、当該地と接しておらず、又整備済であることから、都市計画道路に対する支障はない。</li><li>・当該地周辺には、上記以外の都市計画施設はない。</li></ul>
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該地周辺には、市街地開発事業はない。</li></ul>